平成２７年（フ）第３２９号
堺市北区新堀町２丁81番地７　プリメール新堀101号、前住所堺市北区新堀町２丁126番地６　レスタージュ北花田1013号
破産者　牧　　寛治
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
神戸市東灘区北青木４丁目16番４号　ビーライン甲南　101号、従前の住所神戸市東灘区本山北町６丁目２番33号
破産者　髙橋　秀典
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４８号
兵庫県西宮市上甲子園４－５－４　バンベールコート103号、住民票上の住所神戸市灘区水道筋３丁目25番地
破産者　野村　辰雄
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０４号
兵庫県高砂市米田町島366番地の15、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町天下原566番地
破産者　長濱　和哉
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７３号
兵庫県加古川市尾上町長田239番地の22
破産者　本田　　司
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０８号
兵庫県高砂市米田町島366番地の15
破産者　長濱　和男
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３４号
奈良県生駒市青山台491番地12
破産者　北村　春江
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２３号
広島市安佐北区小河原町1066番地１ガーデンコート沖103号、前住所広島県広島市東区福田７丁目24―６
破産者　佐々木涼子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６号
福岡県久留米市高良内町2777番地２
破産者　大城　高明
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２３９号
熊本市南区八分字町331　ヴィラクレストＢ棟101、住民票上の住所熊本市南区土河原町480番地13
破産者　小林　修司
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市郷之原町11972番地３
破産者　半田　真之
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
茨城県水戸市河和田１丁目1707番地の５
破産者　砂川　隆之
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９７号
茨城県ひたちなか市鳥ケ台1859番地33
破産者　磯崎　裕久
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２号
愛知県一宮市千秋町浮野字中向得９番地
破産者　青山工務店こと　青山　哲郎
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０７号
愛知県犬山市大字上野字米野1120番地１　アドバンスタツノ202
破産者　長嶺　省悟
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６９８号
兵庫県西宮市松園町14番26号フ・ゴナ夙川
破産者　井上　和子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目31番15号エクセレント南武庫之荘104号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の19
破産者　北村　千歳
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１３号
兵庫県西宮市枝川町２番134―405号
破産者　神田　貞志
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係